

根管強 施設基準 チェックリスト

- 保険医療機関である
- 歯科医師が複数名配置されている、または歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上配置されている
- 過去1年間にSPTまたはP重防をあわせて30回以上算定している
- 過去1年間にエナメル質初期う蝕管理料(Ce管)または根面う蝕管理料(根C管)をあわせて12回以上算定している
- 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)を届け出ている
- 歯科訪問診療料の注15(※旧注13)に規定する届出を行っている(歯援診1または2の施設基準に係る届出を行っていない場合)
- 過去1年間に次の項目をあわせて12回以上算定している
 - ・ 歯科疾患管理料(口腔機能発達不全症又は口腔機能低下症の管理を行う場合に限り)
 - ・ 歯科衛生実地指導の口腔機能指導加算
 - ・ 小児口腔機能管理料
 - ・ 口腔機能管理料
 - ・ 歯科口腔リハビリテーション料3

次のいずれかに該当している

- 過去1年間の歯科訪問診療1、2、3の算定回数または連携する歯援診1、2もしくは歯援病に依頼した歯科訪問診療の回数があわせて5回以上である
- 連携する歯科訪問診療を行う別の医療機関や地域の在宅医療の相談窓口とあらかじめ協議し、歯科訪問診療に係る十分な体制が確保されている
- 過去1年間の診療情報提供料1(情1)または診療情報等連携共有料(情共)をあわせて5回以上算定している
- 診療における偶発症等緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関(医科)との事前の連携体制が確保されている
- 歯科訪問診療を行う患者に対し、迅速に歯科訪問診療が可能な歯科医師をあらかじめ指定するとともに、当該担当医名、診療可能日、緊急時の注意事項等について、事前に患者または家族に対して説明の上、文書により提供している
- 歯科用吸引装置により、歯科ユニット毎に歯の切削や義歯の調整、歯冠補綴物の調整時等に飛散する細やかな物質を吸引できる環境を確保している
- 患者にとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有している
 - ・ 自動体外式除細動器(AED)※保有していることがわかる院内掲示を行っていることが望ましい
 - ・ 経皮的動脈血酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)
 - ・ 酸素供給装置
 - ・ 血圧計
 - ・ 救急蘇生セット
 - ・ 歯科用吸引装置

次のいずれかに該当すること

- 歯科疾患の重症化予防に資する継続管理(エナメル質初期う蝕管理、根面う蝕管理及び口腔機能の管理を含むものであること)、高齢者並びに小児の心身の特性及び緊急時対応に関する適切な研修を修了した歯科医師が1名以上在籍している
- 改定前に「か強診」の届出をしていたなど既に受講した研修が要件の一部を満たしていたため、不足する要件を補足する研修を受講した

研修を修了した歯科医師が、以下の項目のうち、3つ以上に該当している

- 過去1年間に、居宅療養管理指導を提供した実績がある
- 地域ケア会議に年1回以上出席している
- 介護認定審査会の委員の経験を有する
- 年1回以上、在宅医療に関するサービス担当者会議や病院・診療所・介護保険施設等が開催する多職種連携に係る会議等に年1回以上出席している
- 過去1年間に、在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料を算定した実績がある
- 在宅医療又は介護に関する研修を受講している
- 過去1年間に、退院時共同指導料1、在宅歯科医療連携加算1、在宅歯科医療連携加算2、在宅歯科医療情報連携加算、小児在宅歯科医療連携加算1、小児在宅歯科医療連携加算2、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料又は在宅患者緊急時等カンファレンス料を算定した実績がある
- 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講している
- 過去1年間に福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設における定期的な歯科健診に協力している
- 自治体が実施する事業に協力している(福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設における定期的な歯科健診を除く)
- 学校歯科医等に就任している
- 過去1年間に、歯科診療特別対応加算1、歯科診療特別対応加算2又は歯科診療特別対応加算3を算定した実績がある